

豊田市地域振興事務交付金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、地域振興事務交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付金の交付目的）

第2条 この交付金は、自治区の活動に要する費用の一部を補助することにより、自治区の自主的な公共的事業の遂行及び市行政への協力を促すとともに、自治区内の課題を解決するための取組を推進し、もって住みよい生活環境をつくることを目的とする。

（交付対象者）

第3条 交付金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、民主的な自治区運営に努めている自治区とする。

（1）自治区の規約を定めていること。

（2）自治区の会計処理が明確にされていること。

（交付対象事業）

第4条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、自治区が行う事業で、次に掲げるものとする。

（1）自治区が自主的に行う公共的事業及び市行政に対する協力事務で、次に掲げるもの

ア 道路、公園、河川等の公共施設の保全に関する事業

イ 地域福祉に関する事業

ウ 防犯、防災及び交通安全に関する事業

エ ごみ減量化、環境美化等の清掃及び環境行政への協力事務

オ 公的役員の推薦事務

カ 公共工事等における協力事務

キ 広報とよた等の配布に関する事務

ク その他市行政への一般的な協力事務

（2）自治区内の課題の解決のために取り組む事業

（交付金の額）

第5条 交付金の額は、別表第1の項目欄に掲げる区分に応じ、同表の算定基準欄に定めるところにより算定した額の合計とする。

2 前項の交付金の算定に当たっては、自治区から報告があった世帯数（交付金を受けようとする年度の前年度の3月1日時点の自治区加入世帯数とする。）その他の数値を基礎とする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により交付金の額を算定したときは、予算の範囲内において交付の決定をし、地域振興事務交付金交付決定通知書（様式第1号）

により、自治区に通知するものとする。

（実績報告書）

第7条 交付金の交付を受けた自治区は、当該交付を受けた翌年度の4月10日までに実績報告書を市長へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、自治区の総会資料をこれに代えることができる。

（額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、地域振興事務交付金確定通知書（様式第2号）により自治区に通知するものとする。

（交付の方法等）

第9条 市長は、交付金を前金払により交付するものとする。

2 前金払により交付する交付金の額は、第6条の決定額から豊田市区長会会費及び豊田市区長会共済会会費（以下「関係会費」という。）を差し引いた額とする。

3 前項の規定により差し引いた関係会費は、一括して豊田市区長会に支払うものとする。

（交付金の減額等）

第10条 市長は、自治区が交付対象事業に取り組まない場合又はその取組が不十分であると認める場合は、交付金の全部又は一部を交付しないことができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた交付金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

沿革	昭和62年4月1日	施行
	平成26年4月1日	改正施行
	平成28年4月1日	改正施行
	平成29年4月1日	改正施行
	平成30年4月1日	改正施行
	令和4年4月1日	改正施行
	令和5年4月1日	改正施行
	令和6年7月1日	改正施行
	令和7年4月1日	改正施行

別表第 1（第 5 条関係）

交付金の算定基準

項 目	算 定 基 準	
均等割額	1 自治区当たり	1 5 0 , 0 0 0 円
世帯割額 (1 世帯 当たり)	特定地域（社宅、公営住宅等の 集合住宅地域）	1 , 3 5 0 円
	特定地域（団地開発等による集 合地域）	1 , 5 0 0 円
	4 0 0 世帯未満の自治区	1 , 7 5 0 + (4 0 0 世帯 - 世帯数) 円
	4 0 0 ～ 8 0 0 世帯（標準規模 地域）	1 , 7 5 0 円
	8 0 0 世帯を超える自治区	1 , 7 5 0 - (世帯数 - 8 0 0 世帯) × 0 . 1 円
面積割額	自治区の面積が、2 k m ² 未満	1 0 , 0 0 0 円
	2 k m ² 以上 3 k m ² 未満	2 0 , 0 0 0 円
	3 k m ² 以上 4 k m ² 未満	3 0 , 0 0 0 円
	4 k m ² 以上 5 k m ² 未満	4 0 , 0 0 0 円
	5 k m ² 以上 6 k m ² 未満	5 0 , 0 0 0 円
	6 k m ² 以上 7 k m ² 未満	6 0 , 0 0 0 円
	7 k m ² 以上 8 k m ² 未満	7 0 , 0 0 0 円
	8 k m ² 以上 9 k m ² 未満	8 0 , 0 0 0 円
	9 k m ² 以上 1 0 k m ² 未満	9 0 , 0 0 0 円
	1 0 k m ² 以上	1 0 0 , 0 0 0 円に 1 0 k m ² から計算して 1 k m ² を増すご とに 5 , 0 0 0 円を加算した 額

委員活動費	環境委員及び交通安全委員活動費 14,000 + (70円×世帯数) 円
防犯活動費	自治区が前年度末に維持管理していた防犯灯（別表第2の認定基準を全て満たすものに限る。）に係る費用のうち、電灯使用料相当額の9割以内の額及び維持管理費相当額（防犯灯数（省エネ型防犯灯を除く。）×2,500円×0.5）の9割以内の額の合計額で市長が定める額
広報とよた等配布事務費	広報とよた前年度配布数×配布単価 ※配布単価 = {(2,000部÷前年度の4月1日号の配布数) + 23.5円} × 1.5 ただし、38円 ≤ 配布単価 ≤ 74円とし、小数点以下を四捨五入する。
環境整備活動費	ごみ袋配布事務費相当額（前年度配布パック数×40円）
デジタル化対応費	電子申請対応に伴うインターネット環境維持にかかる経費 30,000円 ※年度当初にインターネット環境を有している自治区に限る。（メールアドレスを市に報告してあること。）
過疎地域活動費	自治区の面積が1km ² 以上かつ1km ² 当たりの世帯数が30世帯未満の自治区について、(30 - 1km ² 当たりの世帯数) × 75円 × 世帯数 ※この活動費は、世帯数の少ない自治区が交付対象事業を実施する場合、1世帯当たりの自治区運営経費が割高となることに鑑み、当該自治区の住民の経済的、時間的及び労務的負担を軽減し、自治区活動の維持・保全を図るために交付するものである。
合併新自治区支援費	合併に伴う活動の経費 100万円 × (合併自治区数 - 1) ※交付回数は、1の新団体につき1回限りとする。

別表第 2（別表第 1 関係）

別表第 1 の防犯活動費の項の認定基準は、次のとおりとする。

- （１）自治区が維持管理するものであること。
- （２）設置間隔が、おおむね 3 0 m 以上であること（見通しが利かない又は防犯上の安全が確保できないと市長が認めた場合を除く。）。
- （３）公衆用道路に向いているものであること。
- （４）神社・仏閣、事業所等の特定の者の保安目的でないこと。
- （５）広告等の表示がないこと。

様式第 1 号（第 6 条関係）

豊 発第 号

自治区名
自治区長名 様

年度 地域振興事務交付金交付決定通知書

年度の地域振興事務交付金について、豊田市補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

年 月 日

豊田市長 印

記

- 1

交付金の額

金

円
- 2

交付金の内訳等

様式第 2 号（第 8 条関係）

豊 発第 号

自治区名
自治区長名 様

年度 地域振興事務交付金確定通知書

年度の地域振興事務交付金について、豊田市補助金等交付規則第 1
1 条の規定により、下記のとおり交付金の額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長 印

記

交付金の額 金 円